

道銀ダイレクトサービス利用規定の改定内容表（改定日 平成 27 年 3 月 2 日）

改刷第 11.0 版：

本利用規程は改定日以降のお申込分から適用されるものとします。

改 定 前	改 定 後
<p>第 7 条契約者の本人確認</p> <p>1 . 会員証の送付</p> <p>(1) 当行は、本サービスの申込により、会員番号と取引確認番号を記載した「道銀ダイレクトサービス会員証」(以下「会員証」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送します。</p> <p>(2) 届け出住所宛に当行所定の郵送方式で郵送した会員証が契約者に届かず返送されたときは、申込みがなかったこととします。</p> <p>2 . 電話暗証番号の届け出</p> <p>契約者は本サービスの利用に際して、電話暗証番号を事前に当行に届け出るものとします。なお、生年月日・自宅電話番号等第三者が容易に類推することのできる暗証番号についてはお取り扱いできない場合があります。また、契約者は本サービス利用の安全性を確保するため、当行所定の方法により電話暗証番号を変更することができます。</p> <p>3 . 仮パスワードの通知</p> <p>当行は本サービスの利用申込を行った契約者に対して、I B・M Bの利用のために当行所定の方法により、当行で指定した初回登録用パスワード(以下「仮パスワード」といいます)を通知します。契約者はI B・M Bを利用する際、仮パスワードを使用し、契約者本人のパスワード(以下「パスワード」といいます)を作成することとします。なお、契約者は本サービスの安全性を確保するため、当行所定の方法により作成したパスワードを変更することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>5 . 本人確認手続き</p> <p>当行所定の方法により、契約者が会員番号・電話暗証番号・取引確認番号およびパスワード等(インターネットバンキングでは前項に示すワンタイムパスワードを含む、以下「暗証番号等」といいます)を端末機の操作により送信し、当行が保有している暗証番号等とそれぞれ</p>	<p>第 7 条契約者の本人確認</p> <p>1 . 「パスワード通知書」の送付</p> <p>(1) 当行は、本サービスの申込により、初回登録の際に一度限り使用する確認用パスワード(以下、「初回確認用パスワード」といいます。)を記載した「パスワード通知書」(以下「通知書」といいます)を契約者の届け出住所あてに当行所定の方法で郵送します。</p> <p>(2) 届け出住所宛に当行所定の郵送方式で郵送した通知書が契約者に届かず返送されたときは、申込みがなかったこととします。</p> <p>2 . 「初回パスワード暗証」の届け出</p> <p>契約者は本サービスの利用に際して、初回パスワード暗証を事前に当行に届け出るものとします。なお、生年月日・自宅電話番号等第三者が容易に類推することのできる初回パスワード暗証についてはお取り扱いできない場合があります。初回パスワード暗証は初回登録の際に一度限り使用するログインパスワード(以下、「初回ログインパスワード」といいます)の一部として使用します。また、契約者が初回パスワード暗証を失念した場合は、当行所定の方法により再度届け出するものとします。</p> <p>3 . 初回確認用パスワードの通知</p> <p>当行は本サービスの利用申込を行った契約者に対して、I B・M Bの利用のために当行所定の方法により、当行で指定した初回確認用パスワードを通知します。契約者はI B・M Bを利用する際、初回確認用パスワードを使用し、契約者本人のパスワード(以下「パスワード」といいます)を作成することとします。なお、契約者は本サービスの安全性を確保するため、当行所定の方法により作成したパスワードを変更することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>5 . 本人確認手続き</p> <p>当行所定の方法により、契約者がパスワード等(ログインパスワードおよび確認用パスワード、インターネットバンキングでは前項に示すワンタイムパスワードを総称してパスワード等と称します)を端末機の操作により送信し、当行が保有しているパスワード等とそれぞれ一致</p>

一致した場合、当行はそれを契約者本人からの有効な意思による申込であること並びに受信した処理依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取り扱います。

第8条 会員証・暗証番号等の管理

1. 会員証・暗証番号等の管理

(1) 会員証および暗証番号等は契約者自身の責任において厳重に管理することとし、第三者に開示しないこととします。なお、当行職員が会員証をお預かりすることや、暗証番号等についてお尋ねすることはありません。また、当行はそれらの照会に対して回答は行いません。

(2) 契約者は暗証番号等を第三者に容易に漏洩するような方法で保管または書き残さないこととします。

2. 誤入力にともなうサービス利用停止

契約者が事前に当行に届け出た電話暗証番号およびパスワード等と異なるものや、事前に当行が指定した取引確認番号等と異なるものを、当行所定の回数以上連続して入力した場合、当行は本サービスの利用を停止することとします。

3. 会員証の喪失

(1) 契約者は本サービスにかかる会員証を喪失した場合、速やかに当行あて届け出てください。当行はこの届け出により、速やかに本サービス（IB・MB）の利用を停止することとします。この届け出を行わなかったことにより契約者に損害・不利益が発生したとしても、当行はその賠償責任を負いません。

(2) 会員証の再発行

会員証の喪失による会員証の再発行は、前号の手続き後、当行所定の書面により行います。この場合、新しい会員証が届くまでは、本サービス（IB・MB）を利用することができません。また、当行所定の再発行手数料をいただきます。

(中略)

第12条 免責事項

(4) 郵送上の事故

当行が契約者に送付する会員証を契約者の届け出住所あてに郵送する際、郵送上の事故など当行の責めによらない事由により、第三者が契約情報を知り得たことにより事故

した場合、当行はそれを契約者本人からの有効な意思による申込であること並びに受信した処理依頼内容が真正なものであることを確認できたものとして取り扱います。

第8条 パスワード等の管理

1. 管理上の留意点

(1) パスワード等は契約者自身の責任において厳重に管理することとし、第三者に開示しないこととします。なお、当行職員が通知書をお預かりすることや、パスワード等についてお尋ねすることはありません。また、当行はそれらの照会に対して回答は行いません。

(2) 契約者はパスワード等を第三者に容易に漏洩するような方法で保管または書き残さないこととします。

2. 誤入力にともなうサービス利用停止

契約者が事前に当行に届け出たパスワード等と異なるものや、事前に当行が指定した初回ログインパスワードや初回確認用パスワードと異なるものを、当行所定の回数以上連続して入力した場合、当行は本サービスの利用を停止することとします。

3. ログインネームの失念時の対応

(1) 契約者は本サービスにかかるログインネームを失念した場合、当行所定の方法で書面にて届け出するものとします。これにより当行がご利用中のログインネームを抹消いたします。

(2) ログインネームの再登録

ログインネームの再登録は、契約者自身で行うものとします。

(中略)

第12条 免責事項

(4) 郵送上の事故

当行が契約者に送付する通知書を契約者の届け出住所あてに郵送する際、郵送上の事故など当行の責めによらない事由により、第三者が契約情報を知り得たことにより事故が発

<p>が発生した場合。 (中略) 第 25 条 パスワード等の変更・無効 2 . パスワードの無効 本サービスの利用に際し、届け出（登録）と異なるパスワードを当行の定める回数以上を連続して入力した場合、登録のパスワードは閉塞し使用できなくなります。この場合、本条第 3 項の「パスワード失念」の手続きによる再登録手続きを行うこととします。</p> <p>3 . パスワードの失念 パスワードを失念した場合にはテレバン会員サービスでのアクセスでパスワードの初期化の手続きを行うか、または、当行所定の書面での手続きを行うこととします。パスワード失念の届け出を当行が受付後、当行所定の手続きにしたがってパスワードの再設定を行うこととします。</p>	<p>生した場合。 (中略) 第 25 条 パスワード等の変更・無効 2 . パスワードの無効 本サービスの利用に際し、届け出（登録）と異なるパスワード等を当行の定める回数以上を連続して入力した場合、登録のパスワード等は閉塞し使用できなくなります。この場合、本条第 3 項の「パスワード再登録」の手続きによる再登録手続きを行うこととします。パスワード等のうち、ワンタイムパスワードについては当行所定の方法により閉塞解除を行うか、第 2 9 条 4 項に定める「ワンタイムパスワードの解約」の手続きを行い、後刻あらためてワンタイムパスワードの利用開始を行うこととします。</p> <p>3 . パスワード再登録 ログインパスワードおよび確認用パスワードを失念した場合には、当行所定の方法でパスワード再登録の手続きを行うこととします。パスワード再登録の届け出を当行が受付後、契約者自身が当行所定の手続きにしたがってパスワードの再登録を行うこととします。</p>
---	--

以 上